

改正

令和5年2月9日告示第39号

令和6年3月19日告示第55号

令和7年1月28日告示第43号

令和8年2月27日告示第40号

佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商業環境の向上を図るため、中小企業者等が市内の空き店舗等を活用して出店する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。
- (2) 商店街団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び中小企業者により組織された団体で市長が特に認めた団体（団体を構成する中小企業者の2分の1以上が市内に事業所を有しているものに限る。）をいう。
- (3) 空き店舗等 過去に店舗又は事務所として利用された物件で、市が管理するデータベースに登録されている空き店舗及び空き事務所をいう。
- (4) 商店街 10以上の店舗が連たんして街区を形成しているもの（店舗以外の建物が混在する場合は、店舗以外の建物の数が店舗の数の2分の1を超えない場合に限る。）をいう。
- (5) 商工団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (6) 市内在住者 補助金申請時に市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。
- (7) 市外在住者 補助金申請時に市外に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市外に住所を有する個人事業主をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の空き店舗等を賃借して出店する中小企業者又は商店街団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 営業に関する許認可が必要な場合は、その許認可を取得すること。ただし、対象設備が未完成のため許認可を取得できない場合は、市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。
- (3) 市内で別の店舗を営業している場合は、その店舗の営業も続けていくこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 出店しようとする空き店舗等の所有者が2親等以内の親族又は生計を一にする親族でないこと。
- (6) 出店しようとする空き店舗等において営む事業について、次に掲げるいずれにも該当するものであること。
- ア 1年以上継続して営業することが見込まれること。
 - イ 営業時間に昼間の時間帯（おおむね午前10時から午後4時まで）が含まれていること。
 - ウ 出店について、地元の商店街又は商工団体（商店街団体にあつては、商工団体）の推薦を受けていること。
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号に掲げる営業を除く。）又は同条第5号に規定する性風俗関連特殊営業でないこと。
 - オ 小売業、飲食サービス業その他これに類する業種であること。
 - カ フランチャイズ方式等による画一的な営業を行うものでないこと。
 - キ 店舗内での販売又はサービスの提供を主に行わず、大部分が事務所又は倉庫での利用とみなされるものでないこと。
- (7) 過去5年以内にこの要綱による補助金（空き店舗等の賃借に要する経費に係るものであって、賃貸借契約が複数年度にわたるものに係る前年度以前の年度分の補助金を除く。）の交付を受けた者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額等は、次表のとおりとする。

対象経費	補助金の額		対象外経費等
空き店舗等の改修に要する経費	市内在住者	対象経費の3分の1以内とし、70万円を限度とする。	設計管理委託料及び事務用機器、調理器具、什器等の備品購入費
	市外在住者	対象経費の3分の1以内とし、30万円を限度とする。	
空き店舗等の賃借に要する経費	市内在住者	対象経費の30パーセント以内とし、1か月当たり3万円を限度とする。	敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する経費
	市外在住者	対象経費の30パーセント以内とし、1か月当たり2万円を限度とする。	

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- 3 第1項に規定する空き店舗等の改修に要する経費については、申請年度内に改修工事を完了し、原則として、市内に住所又は事業所を有する者に請け負わせた場合の経費に限る。この場合において、申請者及び申請者と生計を一にする者が自ら工事を行う場合の経費は補助対象外とする。

4 第1項に規定する空き店舗等の賃借に要する経費については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 賃貸借契約に定めた賃貸借の開始の日から3年を限度とすること。この場合において、賃貸借契約の期間が月の途中から開始した場合の期間が開始した月及び開始から3年が経過する日の属する月に係る補助金額は日割り計算により算出する。

(2) 対象物件が店舗併用住宅である場合は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按(あ)ん分して算出すること。

5 対象経費のうち、国、地方公共団体(佐久市を含む。)等での他の補助金等(以下「他の補助金等」という。)の対象となっている経費(同一事業であっても、他の補助金等の対象となっていない経費は除く。)については、補助対象外とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、佐久市空き店舗対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 賃貸借契約書(案)

(4) 地元の商店街又は商工団体(商店街団体にあつては、商工団体)の推薦を受けていることが分かる書類

(5) 市税等の納税証明書

(6) 営業に関する許認可書類の写し(営業に関する許認可が必要な場合に限る。)

(7) 改修工事に係る設計図書及び見積書の写し(改修に要する補助の場合に限る。)

(8) 空き店舗等の改修前の写真(改修に要する補助の場合に限る。)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、佐久市空き店舗対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(内容変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者で、転入、転出その他の理由により補助事業の内容を変更しようとするときは、佐久市空き店舗対策事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に、それらを証明する書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告兼交付請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該年度分の事業が完了したときは、完了後10日以内に佐久市空き店舗対策事業補助金実績報告書兼交付請求書(様式第4号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 賃貸借契約書の写し(契約期間が補助期間を超えない場合又は契約期間内で契約内容に変更がある場合に限る。)

(4) 領収書等の写し(改修に要する補助の場合にあつては領収書、賃借に要する補助の場合にあつては領収書又は支払が確認できる書類)

(5) 空き店舗の改修後の写真(改修に要する補助の場合に限る。)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書兼交付請求書を受理した時は、内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐久市空き店舗対策事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 補助金の概算払を受けようとするときは、7月、10月又は1月の20日(当該日が休日にあたる場合は、当該休日の直後の休日でない日)までに、佐久市空き店舗対策事業補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該申請者に対し、佐久市空き店舗対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付後、補助金の交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (3) 申請者が、労働関連法令に反する行為を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると市長が認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日に、佐久市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則(平成29年佐久市規則第16号)による改正前の佐久市商工業振興条例施行規則(以下「改正前規則」という。)の規定によりなされた改正前規則別表に規定する空き店舗対策事業に係る補助金の交付の決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年2月9日告示第39号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日告示第55号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付決定については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年1月28日告示第43号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月27日告示第40号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（申請先）佐久市長

佐久市空き店舗対策事業補助金交付申請書

法人・団体名又は屋号等

役職名及び代表者名又は申請者氏名

〒

法人・団体又は申請者住所

佐久市空き店舗対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

店舗等名称				電話			
店舗等所在地				店舗番号			
業種・事業内容				営業開始 予定日	年 月 日		
補助金申請額等	改修費	概算改修費	円		設計管理委託料及び事務用機器、調理器具、什器等の備品購入費を除くほか、要綱に記載のとおり対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て）（上限額）市内在住 70 万円・市外在住 30 万円		
		交付申請額	円				
	賃借料	賃借料詳細	月額	円		敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する経費を除くほか、要綱に記載のとおり	
			併用住宅の場合	店舗面積	m ²		
	交付申請額	月額	円		対象経費の30パーセント以内（千円未満切捨て）（月額上限額）市内在住 3 万円・市外在住 2 万円		
賃貸借契約期間		年 月 日～		年 月 日			

【誓約事項】

佐久市空き店舗対策事業補助金を申請するに当たり、以下について誓約します（内容を確認の上、□に✓を記入して下さい。）。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。
- 事業を行うに当たり、違法行為又は公序良俗に反する行為を行っていません。
- 本事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号に掲げる営業を除く。）又は同条第5号に規定する性風俗関連特殊営業ではありません。
- 出店しようとする空き店舗等の所有者が2親等以内の親族又は生計を一にする親族ではありません。
- 本事業は、小売業、飲食サービス業その他これに類する業種で、店舗内での販売又はサービスの提供を行います。また、フランチャイズ方式等による営業ではありません。
- 過去5年以内に、この要綱による補助金の交付を受けていません。
- 市内で別の店舗を営業していますが、その店舗の営業も続けます。
- 上記の他、佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱に定める事項を遵守します。

（添付書類）

- 1 事業実施計画書（出店者の事業概要）
- 2 収支予算書
- 3 賃貸借契約書（案）
- 4 地元の商店街又は商工団体（商店街団体にあつては、商工団体）の推薦を受けていることが分かる書類
- 5 市税等の納税証明書
- 6 営業に関する許認可書類の写し（営業に関する許認可が必要な場合に限る。）
- 7 改修工事に係る設計図書及び見積書の写し（改修に要する補助の場合に限る。）
- 8 空き店舗等の改修前の写真（改修に要する補助の場合に限る。）

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6号関係）

第 号
年 月 日

様

佐久市長

印

佐久市空き店舗対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐久市空き店舗対策事業補助金交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

店 舗 名			
店舗所在地			
交付決定額	店舗改修分	円	
	賃借料分	月額	円
		総額	円
	計	円	
給付予定	年度	円	
	年度	円	
	年度	円	
補 助 額 合 計	円		

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

佐久市空き店舗対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

法人・団体名又は屋号等

役職名及び代表者名又は申請者氏名

〒

法人・団体又は申請者住所

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった佐久市
空き店舗対策事業補助金の事業内容を下記のとおり変更したいので、承認願いたく申請しま
す。

記

1 変更の内容

項目	変更前 申請内容	変更後 申請内容

2 変更の理由

様式第4号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

佐久市空き店舗対策事業補助金実績報告書兼交付請求書

年 月 日

(提出先) 佐久市長

法人・団体名又は屋号等

役職名及び代表者名又は申請者氏名

〒

法人・団体又は申請者住所

電話番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった佐久市空き店舗対策事業について、関係書類を添えて報告し、補助金の交付を請求します。

記

補助金決定額	円
補助金概算私受領済額	円
今回補助金請求額	円

【誓約事項】

佐久市空き店舗対策事業補助金の請求に当たり、以下について誓約します（内容を確認の上、□に✓を記入して下さい）。

- 市税等の滞納がありません。必要に応じ、市が納税状況等の調査、確認を行うことに同意します。
- 申請時の住所に異動がありません。必要に応じ、市が住所等の調査、確認を行うことに同意します。
- 上記の他、佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱に定める事項、また、補助金申請時に誓約した事項を遵守します。

【添付書類】

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 貸借契約書の写し（契約期間が補助期間を超えない場合又は契約期間内で契約内容に変更がある場合に限る。）
- 4 領収書等の写し（改修に要する補助の場合にあっては領収書、貸借に要する補助の場合にあっては領収書又は支払が確認できる書類）
- 5 空き店舗の改修後の写真（改修に要する補助の場合に限る。）

振込先金融機関

金融機関名	
支店	
口座種別	
口座番号	
口座名義（漢字）	
口座名義（ふりがな）	
生年月日	

様式第5号(第9条関係)
様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長



佐久市空き店舗対策事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした佐久市空
き店舗対策事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 _____ 円

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

佐久市空き店舗対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

(請求先)佐久市長

法人・団体名又は屋号等

役職名及び代表者名又は申請者氏名

〒

法人・団体又は申請者住所

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度分佐久市空き店舗対策事業補助金を下記のとおり概算払してください。

記

区分	補助金交付 決定額	概 算 払 額			残額
		前回までに支払 を受けた額	今回の請求額	計	
改修費分					
賃借料分					

単位:円

振込先金融機関

金融機関名	
支店	
口座種別	
口座番号	
口座名義(漢字)	
口座名義(ふりがな)	
生年月日	

(※)店舗等改修費又は家賃について、支払いが済んでいるものがある場合には、領収書等の写しを添付すること。

様式第7号(第11条関係)
様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印

佐久市空き店舗対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった佐久市空き店舗対策事業補助金交付申請について、下記のとおり取消したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 取消理由